

令和 2 年 3 月 2 日

第 1 回 大垣市議会定例会議案

目 次

議第 1 号	令和 2 年度大垣市一般会計予算
議第 2 号	令和 2 年度大垣市物品調達会計予算
議第 3 号	令和 2 年度大垣市公共用地先行取得事業会計予算
議第 4 号	令和 2 年度大垣市国民健康保険事業会計予算
議第 5 号	令和 2 年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計予算
議第 6 号	令和 2 年度大垣市後期高齢者医療事業会計予算
議第 7 号	令和 2 年度大垣市介護保険事業会計予算
議第 8 号	令和 2 年度大垣市市行造林事業会計予算
議第 9 号	令和 2 年度大垣市公設地方卸売市場事業会計予算
議第 10 号	令和 2 年度大垣市駐車場事業会計予算
議第 11 号	令和 2 年度大垣市競輪事業会計予算
議第 12 号	令和 2 年度大垣市牧田財産区会計予算
議第 13 号	令和 2 年度大垣市一之瀬財産区会計予算
議第 14 号	令和 2 年度大垣市時財産区会計予算
議第 15 号	令和 2 年度大垣市病院事業会計予算
議第 16 号	令和 2 年度大垣市水道事業会計予算
議第 17 号	令和 2 年度大垣市簡易水道事業会計予算
議第 18 号	令和 2 年度大垣市公共下水道事業会計予算
議第 19 号	令和 2 年度大垣市特定環境保全公共下水道事業会計予算
議第 20 号	令和 2 年度大垣市農業集落排水事業会計予算
議第 21 号	令和元年度大垣市一般会計補正予算（第 4 号）
議第 22 号	令和元年度大垣市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
議第 23 号	令和元年度大垣市競輪事業会計補正予算（第 1 号）
議第 24 号	令和元年度大垣市時財産区会計補正予算（第 1 号）
議第 25 号	令和元年度大垣市病院事業会計補正予算（第 2 号）
議第 26 号	令和元年度大垣市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議第 27 号	大垣市犯罪被害者等支援条例の制定について
議第 28 号	大垣市森林環境譲与税基金条例の制定について
議第 29 号	大垣市産業活性化条例の制定について
議第 30 号	大垣市職員の給与に関する条例等の一部改正について
議第 31 号	大垣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
議第 32 号	大垣市手数料徴収条例の一部改正について
議第 33 号	大垣市基金条例の一部改正について

- 議第 3 4 号 大垣市印鑑登録条例の一部改正について
議第 3 5 号 大垣市出産祝金支給条例の一部改正について
議第 3 6 号 大垣市老人医療費助成金条例の一部改正について
議第 3 7 号 大垣市国民健康保険条例の一部改正について
議第 3 8 号 大垣市営住宅条例等の一部改正について
議第 3 9 号 大垣市特定非営利活動促進法施行条例の廃止について
議第 4 0 号 大垣市福祉基金条例の廃止について
議第 4 1 号 財産の取得について
議第 4 2 号 財産の取得について
議第 4 3 号 損害賠償の額の決定について
- 報第 1 号 専決処分の報告について
報第 2 号 専決処分の報告について
報第 3 号 専決処分の報告について

議第21号

令和元年度大垣市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度大垣市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,439,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68,014,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更及び追加は、「第2表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入		歳入			補正額		計	
款	項	補正前の額	補正額	計	補正額	計	補正額	計
1. 市	税		26,940,000	350,000	27,290,000		350,000	27,290,000
		1. 市民税	11,002,000	350,000	11,352,000		350,000	11,352,000
		3. 森林環境譲与税	547,000	10,000	557,000		10,000	557,000
11. 地方交付税		3,780,000	315,400	4,095,400		315,400	4,095,400	
15. 国庫支出金		6,472,696	252,100	6,724,796		252,100	6,724,796	
16. 県支出金		1. 国庫負担金	5,546,958	22,300	5,569,258		22,300	5,569,258
		2. 国庫補助金	890,317	229,800	1,120,117		229,800	1,120,117
1. 県	支出金		3,799,320	1,800	3,801,120		1,800	3,801,120
		1. 県負担金	2,304,685	11,150	2,315,835		11,150	2,315,835
		2. 県補助金	1,109,013	△5,461	1,103,552		△5,461	1,103,552
3. 委託金		385,622	△3,889	381,733		△3,889	381,733	

18. 寄附金		476,020	393,000	869,020
1. 寄附金		476,020	393,000	869,020
19. 繰入金		6,887,450	△461,700	6,425,750
1. 繰入金		6,887,450	△461,700	6,425,750
20. 繰越金		1,589,200	883,100	2,472,300
1. 繰越金		1,589,200	883,100	2,472,300
21. 諸収入		3,031,368	8,500	3,039,868
6. 雑収入		1,675,820	8,500	1,684,320
22. 市債		6,477,900	687,600	7,165,500
1. 市債		6,477,900	687,600	7,165,500
歳入	合計	65,574,300	2,439,800	68,014,100

歳出		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
2. 総務費		14,078,220	1,214,600	15,292,820	
	1. 総務管理費	11,603,660	1,147,300	12,750,960	
	4. 戸籍住民基本台帳費	243,610	6,300	249,910	
	8. 交通安全対策費	914,780	61,000	975,780	
3. 民生費		22,020,680	33,000	22,053,680	
	1. 社会福祉費	5,188,390	20,000	5,208,390	
	3. 児童福祉費	9,434,230	13,000	9,447,230	
6. 農林水産業費		968,440	60,800	1,029,240	
	1. 農業費	275,190	1,200	276,390	
	3. 林業費	40,540	5,000	45,540	
	4. 土地改良費	608,410	54,600	663,010	
7. 商工費		2,237,050	△40,000	2,197,050	
	1. 商工費	2,186,450	△40,000	2,146,450	

8. 土	木	費		7, 101, 730	△142, 700	6, 959, 030		
	3. 河	川	水	路	費	862, 330	△24, 000	838, 330
	4. 都	市	計	画	費	2, 125, 940	△95, 300	2, 030, 640
	5. 住	宅	費	費	545, 630	△7, 400	538, 230	
	6. 繰	出	金		1, 805, 030	△16, 000	1, 789, 030	
10. 教	育	費		6, 906, 280	1, 314, 100	8, 220, 380		
	1. 教	育	総	務	費	904, 880	244, 100	1, 148, 980
	2. 小	学	校	校	費	773, 870	488, 800	1, 262, 670
	3. 中	学	校	校	費	582, 170	537, 800	1, 119, 970
	4. 幼	稚	園	園	費	977, 830	43, 400	1, 021, 230
	歳	出	合	計		65, 574, 300	2, 439, 800	68, 014, 100

第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	限度		額	
	補正	前	補正	後
たん水防除事業		29,700		44,900
かんがい排水事業		25,700		34,400
中山間地域総合整備事業		9,000		15,000
特定農業用管水路等特別対策事業		9,000		16,000
道路整備事業		518,200		485,700
排水施設等整備事業		132,500		118,500
公園整備事業		577,600		574,500
学校教育施設整備事業		58,000		734,400
計		6,477,900		7,165,500

追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
幼保園施設整備事業	23,900	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後に おいては、当該見直し後の 利率)	政府資金については、その融資条件に より、銀行その他の場合には借入先と協 定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上 償還又は低利に借り換えることができる。

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	プレイアム付商品券発行事業	408,000
	3. 児童福祉費	荒崎幼保園改築事業	122,890
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	通学路安全対策事業	23,620
10. 教育費	2. 小学校費	小学校外壁改修事業	159,100
		小学校グラウンド改修事業	350,800
	3. 中学校費	中学校トイレ改修事業	243,000
中学校外壁改修事業		294,800	
4. 幼稚園費	幼稚園外壁改修事業	31,800	

令和元年度大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 1. 市税

(項) 1. 市民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 個人	8,925,000	100,000	9,025,000	1. 現年課税分	100,000	累計 8,881,000
2. 法人	2,077,000	250,000	2,327,000	1. 現年課税分	250,000	累計 2,325,000
計	11,002,000	350,000	11,352,000			

(款) 2. 地方譲与税

(項) 3. 森林環境譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 森林環境譲与税	-	10,000	10,000	1. 森林環境譲与税	10,000	
計	-	10,000	10,000			

(款) 11. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方交付税	3,780,000	315,400	4,095,400	1. 地方交付税	315,400	普通交付税
計	3,780,000	315,400	4,095,400			

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費 国庫負担金	5,398,818	16,500	5,415,318	1. 社会福祉費	10,000	累計 障害者自立支援給付費(介護等給付費) 生活介護給付費 10,000×1/2 5,000 施設入所支援給付費 10,000×1/2 5,000
				2. 児童福祉費	6,500	累計 障害児通所支援給付費 児童発達支援給付費 13,000×1/2
3. 教育費 国庫負担金	145,792	5,800	151,592	1. 幼稚園費	5,800	無償化給付費 11,600×1/2
計	5,546,958	22,300	5,569,258			

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費 国庫補助金	111,460	6,300	117,760	2. 戸籍住民基本台帳費	6,300	累計 個人番号カード等交付事業費 6,300×10/10

(単位：千円)

4. 土木費国庫補助金	351,747	△36,100	315,647	2. 都市計画費	△36,100	累計 社会資本総合整備事業費 木造住宅耐震改修工事助成事業費 △7,452 要安全確認計画記載建築物耐震診断事業費 △2,948 道路整備事業費 △500 公園施設長寿命化対策支援事業費 △14,000×1/2 △7,000 吸収源対策公園緑地整備事業費 △6,000 都市公園ストック再編事業費 △24,400×1/2 △12,200	55,067
5. 教育費国庫補助金	81,471	259,600	341,071	2. 小学校費	114,042	累計 学校施設整備費 大規模改造 138,192×1/3 46,064 屋外運動場 203,934×1/3 67,978	118,609
				3. 中学校費	141,421	累計 学校施設整備費 大規模改造 424,263×1/3	144,245
				4. 幼稚園費	4,137	累計 幼稚園施設整備費 大規模改造 12,411×1/3	20,369
計	890,317	229,800	1,120,117				

(款) 16. 県支出金
(項) 1. 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費県負担金	2,219,349	8,250	2,227,599	1. 社会福祉費	5,000	累計 障害者自立支援給付費(介護等給付費) 生活介護給付費 10,000×1/4 2,500 施設入所支援給付費 10,000×1/4 2,500
				3. 児童福祉費	3,250	累計 障害児通所支援給付費 児童発達支援給付費 13,000×1/4
3. 教育費県負担金	72,896	2,900	75,796	1. 幼稚園費	2,900	無償化給付費 11,600×1/4
計	2,304,685	11,150	2,315,835			

(款) 16. 県支出金
(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 農林水産業費県補助金	202,670	1,200	203,870	1. 農業費	1,200	累計 農業委員会費

6. 土木費 県補助金	37,092	△6,661	30,431	3. 都市計画費	△6,661	累計 木造住宅耐震改修工事助成事業費 △4,448 要安全確認計画記載建築物耐震診断事業費 △2,213	5,631
計	1,109,013	△5,461	1,103,552				

(款) 16. 県支出金
(項) 3. 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 土木費 委託金	31,474	△3,889	27,585	2. 都市計画費	△3,889	累計 道路整備事業費 357
計	385,622	△3,889	381,733			

(款) 18. 寄附金
(項) 1. 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費 寄附金	466,160	381,000	847,160	1. 総務管理費	320,000	累計 698,000
				2. 交通安全対策費	61,000	累計 149,160
2. 民生費 寄附金	4,560	10,000	14,560	3. 児童福祉費	10,000	累計 11,410
3. 教育費 寄附金	5,300	2,000	7,300	2. 中学校費	2,000	累計 3,500
計	476,020	393,000	869,020			

(款) 19. 繰入金
(項) 1. 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 基金繰入金	6,387,450	△461,700	5,925,750	1. 財政調整基金繰入金	△400,000	累計 800,000
				3. 公共施設整備基金繰入金	△61,700	累計 4,523,800
計	6,887,450	△461,700	6,425,750			

(款) 20. 繰越金
(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	1,589,200	883,100	2,472,300	1. 繰越金	883,100	
計	1,589,200	883,100	2,472,300			

(款) 21. 諸収入
(項) 6. 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 雑入	1,665,810	8,500	1,674,310	2. 民生雑入	8,500	累計 1,138,499 福祉バス購入事業費
計	1,675,820	8,500	1,684,320			

(款) 22. 市債

(項) 1. 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生債	60,600	15,300	75,900	2. 児童福祉債	15,300	累計 幼稚園施設整備事業債 73,400
4. 農林水産業債	79,700	36,900	116,600	1. 土地改良債	36,900	たん水防除事業債 15,200 かんがい排水事業債 8,700 中山間地域総合整備事業債 6,000 特定農業用管水路等特別対策事業債 7,000
5. 土木債	1,297,300	△49,600	1,247,700	1. 土木債	△14,000	累計 排水施設等整備事業債 534,100
7. 教育債	447,500	685,000	1,132,500	2. 都市計画債	△35,600	累計 道路整備事業債 △32,500 公園整備事業債 △3,100
計	6,477,900	687,600	7,165,500	1. 教育債	685,000	学校教育施設整備事業債 676,400 幼稚園施設整備事業債 8,600

2 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				国県支出金	特定財源	地方債	その他	一般財源	区分		金額	
1. 一般管理費	825,950	90,900	916,850	-	-	-	-	90,900	3. 職員手当等	90,900	累計 退職手当	423,380
8. 庁舎建設費	7,382,530	△58,600	7,323,930	-	-	△16,700	△41,900	△18,800	13. 委託料	△18,800	累計 総合窓口・業務案内システム開発委託料	130,900
9. 企画費	603,050	315,000	918,050	-	-	287,000	28,000	78,000	8. 報償費	78,000	累計 初年度備品購入費	438,100
									13. 委託料	28,000	累計 ふるさと納税返礼品発送等管理委託料	121,349
											累計 ふるさと納税受付等委託料	8,482
											累計 水都大垣ふるさと応援基金積立金	19,518
								209,000	25. 積立金	209,000	累計	497,720
20. 諸費	153,300	800,000	953,300	-	-	-	800,000	800,000	25. 積立金	800,000	累計 財政調整基金積立金 減債基金積立金	810,600 600,000 200,000
計	11,603,660	1,147,300	12,750,960	-	-	270,300	877,000	877,000				

(款) 2. 総務費
(項) 4. 戸籍住民基本台帳費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分		金額
1. 戸籍住民基本台帳費	243,610	6,300	249,910	-	-	-	-	19. 負担金補助及び交付金	6,300	累計 個人番号カード等関連事務費交付金 41,596
計	243,610	6,300	249,910	-	-	-	-			

(款) 2. 総務費
(項) 8. 交通安全対策費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分		金額
1. 交通安全対策費	914,780	61,000	975,780	-	-	61,000	-	25. 積立金	61,000	累計 養老線支援基金積立金 150,510
計	914,780	61,000	975,780	-	-	61,000	-			

(款) 3. 民生費
(項) 1. 社会福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分		金額
1. 社会福祉総務費	268,350	-	268,350	-	-	8,500	△8,500			
2. 障害者福祉費	2,902,130	20,000	2,922,130	15,000	-	-	5,000	20. 扶助費	20,000	累計 生活介護給付費 2,729,742 施設入所支援給付費 10,000 10,000
計	5,188,390	20,000	5,208,390	15,000	-	8,500	△3,500			

(款) 3. 民生費
(項) 3. 児童福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	地方債	その他	区分	金額	
3. 障害児福祉費	561,480	13,000	574,480	-	-	-	20. 扶助費	13,000	累計 児童発達支援給付費 477,992
計	9,434,230	13,000	9,447,230	-	-	-		3,250	

(款) 6. 農林水産業費
(項) 1. 農業費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	地方債	その他	区分	金額	
1. 農業委員会費	53,930	1,200	55,130	-	-	-	1. 報酬	1,200	累計 農業委員会委員報酬 750 農地利用最適化推進委員報酬 450
計	275,190	1,200	276,390	-	-	-			

(款) 6. 農林水産業費
(項) 3. 林業費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	地方債	その他	区分	金額	
1. 林業振興費	40,540	5,000	45,540	-	-	-	25. 積立金	5,000	累計 森林環境譲与税基金積立金 5,030
計	40,540	5,000	45,540	-	-	-		5,000	

(款) 6. 農林水産業費

(項) 4. 土地改良費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分		金額
3. 土地改良施設整備費	479,520	54,600	534,120	-	36,900	-	17,700	19. 負担金補助及び交付金	54,600	累 計 185,010 県営たん水防除事業負担金 19,000 県営かんがい排水事業負担金 19,600 県営中山間地域総合整備事業負担金 9,000 県営特定農業用管水路等特別対策事業負担金 7,000
計	608,410	54,600	663,010	-	36,900	-	17,700			

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分		金額
4. 企業立地支援対策費	317,280	△40,000	277,280	-	-	-	△40,000	19. 負担金補助及び交付金	△40,000	累 計 212,363 工場等設置奨励金
計	2,186,450	△40,000	2,146,450	-	-	-	△40,000			

(款) 8. 土木費

(項) 3. 河川水路費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分		金額
2. 河川水路維持費	552,810	△24,000	528,810	-	△14,000	-	△10,000	15. 工事請負費	△24,000	累 計 283,400
計	862,330	△24,000	838,330	-	△14,000	-	△10,000			

(款) 8. 土木費
(項) 4. 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				国県支出金	特定財源	地方債	その他	一般財源	区分		金額
1. 都市計画 総務費	319,480	△23,800	295,680	△17,061	-	-	-	△6,739	19. 負担金補助 及び交付金	累計 17,810 木造住宅耐震改修工事費補助金 △16,426 要安全確認計画記載建築物耐震診断費補助 金 △7,374	
3. 公園管理費	341,710	-	341,710	△7,000	3,500	-	3,500				
4. 公園新設 改良費	795,200	△25,500	769,700	△18,200	△6,600	-	△700	15. 工事請負費	累計	107,900	
6. 街路事業費	104,200	△46,000	58,200	△4,389	△32,500	-	△9,111	12. 役務費	累計	112	
									手数料		
									13. 委託料	累計 10,500 測量委託料 △900 設計委託料 △7,800 調査委託料 △3,500	
									19. 負担金補助 及び交付金	累計 27,170 県施行街路事業負担金	
計	2,125,940	△95,300	2,030,640	△46,650	△35,600	-	△13,050				

(款) 8. 土木費
(項) 5. 住宅費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	特定地方債	財源その他	一般財源	区分	金額	
1. 市営住宅管理費	353,790	△7,400	346,390	-	-	-	△7,400	22. 補償補填及び賠償金	△7,400	累計 物件補償費 14,620
計	545,630	△7,400	538,230	-	-	-	△7,400			

(款) 8. 土木費
(項) 6. 繰出金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	特定地方債	財源その他	一般財源	区分	金額	
1. 公共下水道費	1,557,100	△16,000	1,541,100	-	-	-	△16,000	28. 繰出金	△16,000	
計	1,805,030	△16,000	1,789,030	-	-	-	△16,000			

(款) 10. 教育費
(項) 1. 教育総務費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	特定地方債	財源その他	一般財源	区分	金額	
2. 事務局費	347,190	244,100	591,290	-	-	-	244,100	3. 職員手当等	44,100	累計 退職手当 203,820
計	904,880	244,100	1,148,980	-	-	-	244,100	25. 積立金	200,000	累計 公共施設整備基金積立金 200,890

(款) 10. 教育費
(項) 2. 小学校費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分		金額
1. 学校管理費	624,650	△21,100	603,550	-	-	-	△21,100	11. 需用費	累 計 156,149 光熱水費	
3. 学校営繕費	120,800	509,900	630,700	114,042	335,700	-	60,158	15. 工事請負費	累 計 600,300	
計	773,870	488,800	1,262,670	114,042	335,700	-	39,058			

(款) 10. 教育費
(項) 3. 中学校費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分		金額
3. 学校営繕費	115,000	537,800	652,800	141,421	340,700	-	55,679	15. 工事請負費	累 計 634,600	
計	582,170	537,800	1,119,970	141,421	340,700	-	55,679			

(款) 10. 教育費
(項) 4. 幼稚園費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分		金額
1. 幼稚園費	977,830	43,400	1,021,230	12,837	23,900	-	6,663	15. 工事請負費	累 計 52,700	
計	977,830	43,400	1,021,230	12,837	23,900	-	6,663	19. 負担金補助及び交付金	累 計 417,879 幼稚園無償化給付費	

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区	分	職員数	給			与			費	合	計	備考
			報酬	給料	期末手当 支給率(4.50月分)	通勤手当	退職手当	計				
補正後	長等	3人	千円 -	千円 31,370	千円 14,130	千円 100	千円 4,970	千円 50,570	千円 7,730	千円 58,300		
	議員	22	213,550	-	-	-	-	213,550	53,870	267,420		
	その他	35	17,595	-	-	-	-	17,595	-	17,595		
	計	60	231,145	31,370	14,130	100	4,970	281,715	61,600	343,315		
補正前	長等	3	-	31,370	14,130 支給率(4.50月分)	100	4,970	50,570	7,730	58,300		
	議員	22	213,550	-	-	-	-	213,550	53,870	267,420		
	その他	35	16,845	-	-	-	-	16,845	-	16,845		
	計	60	230,395	31,370	14,130	100	4,970	280,965	61,600	342,565		
比較	長等	0	-	0	0	0	0	0	0	0		
	議員	0	0	-	-	-	-	0	0	0		
	その他	0	750	-	-	-	-	750	-	750		
	計	0	750	0	0	0	0	750	0	750		

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給		給与		共済費	合計	備考
		給	料	職員手当	費計			
補正後	1,156人	千円 4,116,010	千円 3,043,470	千円 7,159,480	千円 1,617,800	千円 8,777,280		
補正前	1,156	4,116,010	2,908,470	7,024,480	1,617,800	8,642,280		
比較	0	0	135,000	135,000	0	135,000		

区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿直手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	退職手当
補正前	120,550	129,300	45,430	70,500	46,850	530,010	6,400	520	58,050	1,669,950	230,910
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	135,000

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中起債見込額		当該年度末現在高見込額	
	補正前	補正後	補正前	補正後
1. 普通債	4,815,400	5,503,000	40,110,202	40,797,802
(1) 公共事業等	257,100	275,900	3,426,246	3,445,046
(3) 学校教育	64,900	400,300	4,550,367	4,885,767
(4) 社会福祉	17,400	24,200	802,715	809,515
(7) 施設整備 (一般財源化分)	61,800	70,300	734,473	742,973
(8) 一般単独	2,255,900	2,224,400	12,192,279	12,160,779
(11) 防災・強靱化 国土・減災・	14,600	364,200	14,600	364,200
合 計	6,477,900	7,165,500	68,112,133	68,799,733

議第22号

令和元年度大垣市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

令和元年度大垣市の公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,272,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位：千円)			
歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入	金		1,557,100	△16,000	1,541,100
		1. 一般会計繰入金	1,557,100	△16,000	1,541,100
6. 市債	債		1,170,800	△110,000	1,060,800
		1. 市債	1,170,800	△110,000	1,060,800
歳入		合計	5,398,000	△126,000	5,272,000

歳出		(単位：千円)			
歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1. 公共下水道費	費		2,552,600	△126,000	2,426,600
		1. 公共下水道建設費	1,625,880	△126,000	1,499,880
歳出		合計	5,398,000	△126,000	5,272,000

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度		額	
	補正	前	補正	後
公共下水道建設事業	895,800		785,800	
計	1,170,800		1,060,800	

令和元年度大垣市公共下水道事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	1,557,100	△16,000	1,541,100	1. 一般会計繰入金	△16,000	
計	1,557,100	△16,000	1,541,100			

(款) 6. 市債

(項) 1. 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 公共下水道債	1,170,800	△110,000	1,060,800	1. 公共下水道債	△110,000	公共下水道建設事業債
計	1,170,800	△110,000	1,060,800			

2 歳 出

(款) 1. 公共下水道費

(項) 1. 公共下水道建設費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	地方債	繰入金	その他	区分	
1. 総務費	137,600	-	137,600	-	△6,300	6,300	-		
2. 下水道施設費	1,408,000	△126,000	1,282,000	-	△103,700	△22,300	-	13. 委託料	△22,000
								15. 工事請負費	△78,000
								22. 補償補填及び賠償金	△26,000
計	1,625,880	△126,000	1,499,880	-	△110,000	△16,000	-		
								累 計	148,300
								累 計	1,017,500
								累 計	105,800

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中起債見込額		当該年度末現在高見込額	
	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
1. 公 営 企 業 債	1,170,800	1,060,800	33,070,503	32,960,503
(1) 公 共 下 水 道	900,800	790,800	28,556,118	28,446,118
合 計	1,170,800	1,060,800	33,070,503	32,960,503

議第23号

令和元年度大垣市競輪事業会計補正予算（第1号）

令和元年度大垣市の競輪事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小 川 敏

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1. 競輪事業費	2. 競輪開催費	競輪施設再整備実施設計委託	88,600

議第24号

令和元年度大垣市時財産区会計補正予算（第1号）

令和元年度大垣市の時財産区会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,200千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1. 財産収入		210	16,700	16,910	
	1. 財産運用収入	210	16,700	16,910	
歳入	合計	4,500	16,700	21,200	

歳出		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1. 総務費		4,500	16,700	21,200	
	1. 総務管理費	4,500	16,700	21,200	
歳出	合計	4,500	16,700	21,200	

令和元年度大垣市時財産区会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 1. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 財産貸付収入	110	16,700	16,810	1. 土地建物貸付収入	16,700	土地貸付収入
計	210	16,700	16,910			

(単位：千円)

2 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				財産収入	繰入金	繰越金	収入	区分		金額
1. 財産管理費	4,500	16,700	21,200	16,700	-	-	-	25. 積立金	16,700	累計 時財産区基金積立金 17,680
計	4,500	16,700	21,200	16,700	-	-	-			

(単位：千円)

議第25号

令和元年度大垣市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度大垣市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	34,426,000千円	2,000千円	34,428,000千円
第2項 病院医業外収益	451,000千円	2,000千円	453,000千円
		支 出	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	34,416,000千円	2,000千円	34,418,000千円
第2項 病院医業外費用	280,600千円	2,000千円	282,600千円

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小 川 敏

令和元年度大垣市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業収益			34,426,000	2,000	34,428,000	
	2. 病院医業外収益		451,000	2,000	453,000	
		7. その他医業外収益		204,100	2,000	206,100

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業費用			34,416,000	2,000	34,418,000	
	2. 病院医業外費用		280,600	2,000	282,600	
		4. 雑損失		15,000	2,000	17,000

令和元年度大垣市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書
 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー					
(1) 当年度純利益					10,000
(2) 減価償却費					1,554,900
(3) 固定資産除却費					42,700
(4) 長期前払消費税の増減額(△は増加)					△ 135,666
(5) 貸倒引当金の増減額(△は減少)					2,000
(6) 引当金(負債性引当金)の増減額(△は減少)					△ 444,300
(7) 奨学金貸付免除額					61,800
(8) 長期前受金戻入額					△ 34,200
(9) 受取利息及び受取配当金					△ 29,300
(10) 支払利息					98,000
(11) 未収金の増減額(△は増加)					52,809
(12) 未払金の増減額(△は減少)					△ 1,169,396
(13) たな卸資産の増減額(△は増加)					110
				小計	9,457
(14) 利息及び配当金の受取額					29,300
(15) 利息の支払額					△ 98,000
				業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 59,243

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出	△ 1,562,534
(2) 有価証券の取得による支出	△ 1,005,000
(3) 奨学金等の貸付による支出	△ 574,400
(4) 奨学金等の返還による収入	210,000
(5) 国庫補助金等による収入	1,000
(6) 国庫補助金等の返還による支出	△ 300
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 2,931,234</u>

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 243,000
(2) リース債務の返済による支出	△ 51,600
(3) 他会計からの出資による収入	156,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 138,600</u>

資金増加額 (又は減少額)

△ 3,129,077

資金期首残高

25,540,830

資金期末残高

22,411,753

令和元年度大垣市病院事業予定貸借対照表

(令和2年3月31日)

(単位：千円)

資産の部

1. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地			1,193,740
ロ 建物		33,775,017	
	減価償却累計額	<u>△ 19,575,362</u>	14,199,655
ハ 構築物		186,123	
	減価償却累計額	<u>△ 110,793</u>	75,330
ニ 器械備品		12,979,952	
	減価償却累計額	<u>△ 9,421,736</u>	3,558,216
ホ 車両		31,906	
	減価償却累計額	<u>△ 27,653</u>	4,253
ヘ リース資産		274,428	
	減価償却累計額	<u>△ 120,594</u>	<u>153,834</u>
			19,185,028
			有形固定資産合計

(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権	<u>444</u>		
		無形固定資産合計	444
(3) 投資その他の資産			
イ 投資有価証券	1,005,000		
ロ 長期貸付金	2,318,500		
ハ 長期前払消費税	<u>135,666</u>		
		投資その他の資産合計	<u>3,459,166</u>
		固定資産合計	22,644,638
2. 流動資産			
(1) 現金預金			22,411,753
(2) 未収金	5,642,800		
貸倒引当金	<u>△ 90,357</u>		5,552,443
(3) 貯蔵品			<u>346,141</u>
		流動資産合計	<u>28,310,337</u>
		資産合計	<u><u>50,954,975</u></u>

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>4,579,322</u>	
(2) リース債務	企業債合計	4,579,322	
(3) 引当金		115,226	
イ 退職給付引当金		<u>2,962,665</u>	
	引当金合計	<u>2,962,665</u>	
	固定負債合計		7,657,213
4. 流動負債			
(1) 企業債 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>251,432</u>	
(2) リース債務	企業債合計	251,432	
(3) 未払金		49,967	
(4) 引当金		1,910,000	
イ 賞与引当金		<u>853,300</u>	
	引当金合計		853,300

(5) その他流動負債					
イ 預り金				<u>8,000</u>	
					<u>8,000</u>
					3,072,699
5. 繰延収益					
(1) 長期前受金					
イ 受贈財産評価額			132,322		
ロ 寄附金			<u>△ 43,236</u>	89,086	
ハ 補助金			<u>△ 65,476</u>	11,530	
			1,089,952		
			<u>△ 755,129</u>	<u>334,823</u>	
					<u>435,439</u>
					<u>435,439</u>
					11,165,351

	資 本 部	の	資 本 部
6. 資 本 金			21,998,789
7. 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 補 助 金	<u>149,109</u>		
		149,109	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金 年 度 未 残 高	17,631,726		
当 年 度 純 利 益	<u>10,000</u>		
		<u>17,641,726</u>	
			<u>17,790,835</u>
			<u>39,789,624</u>
			<u>50,954,975</u>

令和元年度大垣市病院事業会計補正予算実施計画明細書

収益的収入

(款) 1. 病院事業収益

(項) 2. 病院医業外収益

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7. その他医業外収益	204,100	2,000	206,100	その他医業外収益	2,000	累計 205,600
計	451,000	2,000	453,000			

収益的支出

(款) 1. 病院事業費用

(項) 2. 病院医業外費用

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 雑損失	15,000	2,000	17,000	その他雑損失	2,000	累計 16,990
計	280,600	2,000	282,600			

議第26号

令和元年度大垣市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和元年度水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度大垣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち、

- （4）主要な建設改良事業「イ 新長沢町、南高橋町ほか配水管布設替事業707,300千円」を「イ 新長沢町、南高橋町ほか配水管布設替事業680,500千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収 入	
（科 目）	（既 決 予 定 額）	（ 補 正 予 定 額 ）
第1款 水道事業収益	2,228,000千円	△9,700千円
第2項 営業外収益	339,700千円	△9,700千円
		2,218,300千円

支

出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	1,945,000千円	23,800千円	1,968,800千円
第1項 営業費用	1,815,200千円	△9,200千円	1,806,000千円
第2項 営業外費用	129,300千円	33,000千円	162,300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,279,000千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,268,500千円」に、「当年度分損益勘定留保資金848,582千円」を

「当年度分損益勘定留保資金838,082千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収

入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	108,000千円	△16,300千円	91,700千円
第2項 負担金	82,800千円	△16,300千円	66,500千円

(科 目)	支 出	
	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額) (計)
第1款 資本的支出	1,387,000千円	1,360,200千円
第1項 建設改良費	1,024,100千円	997,300千円

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小 川 敏

令和元年度大垣市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 水道事業収益			2,228,000	△ 9,700	2,218,300	
	2. 営業外収益		339,700	△ 9,700	330,000	
		3. 雑収益		142,400	△ 9,700	132,700

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 水道事業費用			1,945,000	23,800	1,968,800	
	1. 営業費用		1,815,200	△ 9,200	1,806,000	
		2. 配水及び給水費		418,100	△ 9,200	408,900
2. 営業外費用			129,300	33,000	162,300	
	2. 消費税及び 地方消費税		25,000	33,000	58,000	

資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的収入			108,000	△ 16,300	91,700	
	2. 負担金		82,800	△ 16,300	66,500	
		2. 工事負担金	62,800	△ 16,300	46,500	

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的支出			1,387,000	△ 26,800	1,360,200	
	1. 建設改良費		1,024,100	△ 26,800	997,300	
		2. 配水管布設工事費	707,300	△ 26,800	680,500	

令和元年度大垣市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー					
(1) 当年度純益					175,201
(2) 減価償却費					831,100
(3) 固定資産除却費					56,000
(4) 貸倒引当金の増減額(△は減少)					4,400
(5) 引当金(負債性引当金)の増減額(△は減少)					4,440
(6) 長期前受金戻入額					△ 196,600
(7) 受取利息及び受取配当金					△ 700
(8) 支払利息					92,100
(9) 未収金の増減額(△は増加)					105,038
(10) 未払金の増減額(△は減少)					△ 140,974
(11) たな卸資産の増減額(△は増加)					1,100
					<hr/>
				小計	931,105
(12) 利息及び配当金の受取額					700
(13) 利息の支払額					△ 92,100
					<hr/>
					839,705

業務活動によるキャッシュ・フロー

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
(1) 有形固定資産の取得による支出	△ 912, 546
(2) 国庫補助金等による収入	66, 045
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 846, 501</u>
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 362, 900
(2) 他会計からの出資による収入	25, 200
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 337, 700</u>
資金増加額（又は減少額）	△ 344, 496
資金期首残高	2, 067, 665
資金期末残高	<u>1, 723, 169</u>

令和元年度大垣市水道事業予定貸借対照表

(令和2年3月31日)

(単位：千円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ	土地		389,422
ロ	建物	663,029	
	減価償却累計額	<u>△ 283,162</u>	379,867
ハ	構築物	30,313,892	
	減価償却累計額	<u>△ 13,737,505</u>	16,576,387
ニ	機械及び装置	3,649,561	
	減価償却累計額	<u>△ 2,148,279</u>	1,501,282
ホ	車両運搬具	19,637	
	減価償却累計額	<u>△ 16,152</u>	3,485
ヘ	工具、器具及び備品	16,638	
	減価償却累計額	<u>△ 15,136</u>	1,502
ト	建設仮勘定	<u>284,929</u>	

有形固定資産合計

19,136,874

固定資産合計

19,136,874

2. 流動資産			
(1) 現金預金	1,723,169		
(2) 未収金	304,665		
貸倒引当金	<u>△ 47,189</u>	257,476	
(3) 貯蔵品		<u>3,598</u>	
			<u>1,984,243</u>
			<u>21,121,117</u>
			流動資産合計
			資産合計

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てたるための企業債	<u>4,005,099</u>		
(2) 引当金		4,005,099	
イ 退職給付引当金		<u>94,879</u>	
			企業債合計
			引当金合計
			固定負債合計
			4,099,978

4. 流動負債

(1) 企業債 イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		372,600	企業債合計	
(2) 未払金		372,600		
(3) 引当金 イ 賞与引当金		202,600		
		<u>20,993</u>		
(4) その他流動負債			引当金合計	20,993
イ 預り金		416		
ロ 預り保証金		<u>1,000</u>		
			その他流動負債合計	<u>1,416</u>
			流動負債合計	597,609

5. 繰延収益

(1) 長期前受金

イ 受贈財産評価額	506,004	
収益化累計額	<u>△ 110,439</u>	395,565
ロ 国庫補助金	26,202	
収益化累計額	<u>△ 7,082</u>	19,120
ハ 県補助金	5,720	
収益化累計額	<u>△ 4,247</u>	1,473
ニ 他会計補助金	10,484	
収益化累計額	<u>△ 9,948</u>	536
ホ 他会計負担金	502,735	
収益化累計額	<u>△ 290,402</u>	212,333
ヘ 工事負担金	7,148,948	
収益化累計額	<u>△ 3,728,403</u>	<u>3,420,545</u>
		<u>4,049,572</u>
		<u>8,747,159</u>

長期前受金合計

繰延収益合計

負債合計

資 本 部

6. 資 本 金		10,645,099
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	22,614	
		22,614
資 本 剰 余 金 合 計		
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	40,097	
ロ 利 益 積 立 金	5,100	
ハ 建 設 改 良 積 立 金	600,000	
ニ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		
繰 越 利 益 剰 余 金 年 度 未 残 高	885,847	
当 年 度 純 利 益	175,201	
		1,706,245
利 益 剰 余 金 合 計		1,728,859
剰 余 金 合 計		12,373,958
資 本 合 計		21,121,117
負 債 資 本 合 計		

令和元年度大垣市水道事業会計補正予算実施計画明細書

収益的収入

(款) 1. 水道事業収益
(項) 2. 営業外収益 (単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 雑収益	142,400	△ 9,700	132,700	その他雑収益	△ 9,700	累計 56,900
計	339,700	△ 9,700	330,000			

収益的支出

(款) 1. 水道事業費用
(項) 1. 営業費用 (単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 配水及び給水費	418,100	△ 9,200	408,900	修繕費	△ 9,200	累計 249,270
計	1,815,200	△ 9,200	1,806,000			

(款) 1. 水道事業費用
 (項) 2. 営業外費用
 (単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2. 消費税及び 地方消費税	25,000	33,000	58,000	消費地	33,000		
計	129,300	33,000	162,300				

資 本 的 収 入

(款) 1. 資本的収入
 (項) 2. 負担金
 (単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2. 工事負担金	62,800	△ 16,300	46,500	工事	△ 16,300		
計	82,800	△ 16,300	66,500				

資 本 的 支 出

(款) 1. 資 本 的 支 出
(項) 1. 建 設 改 良 費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2. 配水管布設工事費	707,300	△ 26,800	680,500	工 事 請 負 費	△ 26,800		
計	1,024,100	△ 26,800	997,300				

議第27号

大垣市犯罪被害者等支援条例の制定について
大垣市犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、本市における犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等のための施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、市内に住所を有するものをいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関して間接的に生じる被害をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内で事業活動を行う個人をいう。
- (5) 事業者 犯罪被害者等を雇用している市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、他の地方公共団体その他の行政機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう講ぜられるものとする。

4 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないようにするとともに、二次的被害の防止に最大限の配慮をしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等のための施策を実施しなければならない。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携し、及び協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する相談、必要な情報の提供及び助言を行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な施策を行うものとする。

(日常生活の支援)

第9条 前2条に定めるもののほか、市は、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況に応じ、必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者の理解の増進)

第10条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援を担う人材の育成に努めるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第12条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(大垣市安全安心まちづくり条例の一部改正)

2 大垣市安全安心まちづくり条例(平成20年条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第18条」に、「第20条・第21条」を「第19条・第20条」に、「第22条」を「第21条」に改める。

第19条を削る。

第4章中第20条を第19条とし、第21条を第20条とする。

第5章中第22条を第21条とする。

議第28号

大垣市森林環境譲与税基金条例の制定について
大垣市森林環境譲与税基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林整備における間伐、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等に要する経費の財源に充てるため、大垣市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、森林環境譲与税のうち予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の目的に要する経費の財源に充てるもののほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、基金の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(目的外の取崩し)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預入れし、又は信託して

いる場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第29号

大垣市産業活性化条例の制定について

大垣市産業活性化条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市産業活性化条例

(目的)

第1条 この条例は、地域産業の育成強化、企業立地の推進、観光の振興等のために必要な措置を講ずることにより、産業の活性化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(支援措置)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、次に掲げる支援措置を講ずるものとする。

- (1) 助成金の交付
- (2) 環境及び立地基盤の整備等
- (3) 融資のあっせん
- (4) その他市長が必要と認める措置

(助成金の交付)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業を行う者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

- (1) 地域産業の活性化に係る事業
- (2) 産業施設等の立地に係る事業
- (3) 事業者の経営基盤の強化に係る事業
- (4) 観光振興に係る事業
- (5) 就労支援の推進及び勤労者福祉の充実に係る事業
- (6) その他市長が適当と認める事業

(環境及び立地基盤の整備等)

第4条 市長は、企業立地の推進、地域産業の振興等のため、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 企業団地の造成及びこれに伴う公共施設の整備
- (2) 産業振興資源の開発及び産業振興拠点の整備

2 市長は、前項に定めるもののほか、土地の有効活用又は企業の立地環境の向上を図るため、必要と認められる地域において、公共施設を整備することができる。

(融資のあっせん)

第5条 市長は、企業立地の推進、地域産業振興事業者の資金調達の円滑化、勤労者福祉の向上等を図るため、予算の範囲内において、指定する金融機関等に預託し、又は出えんして、融資をあっせんすることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(大垣市中小企業団地振興条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 大垣市中小企業団地振興条例（昭和44年条例第20号）

(2) 大垣市企業立地促進条例（平成6年条例第19号。以下「旧条例」という。）

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に旧条例第5条第1項の指定を受けているものについては、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

議第30号

大垣市職員の給与に関する条例等の一部改正について

大垣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大垣市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大垣市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第13条の次に次の1条を加える。

(単身赴任手当)

第13条の2 職員に単身赴任手当を支給する。その支給を受ける者の範囲、手当の額及び支給の方法については、市の規則で定める。

(大垣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 大垣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

(単身赴任手当)

第6条の2 単身赴任手当は、市長が指定する職員に対して支給する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第31号

大垣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

大垣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

大垣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第5号の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議第32号

大垣市手数料徴収条例の一部改正について

大垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例

大垣市手数料徴収条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表11の部6の項中「(新たに追加される建築物にあっては、5,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、1万円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、1万7,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、2万9,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、4万8,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、8万5,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、13万5,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、17万円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、18万1,000円)」及び「(新たに追加される建築物にあっては、21万3,000円)」を削り、同部7の項中「(新たに追加される建築物にあっては、3万6,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、7万3,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、10万3,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、14万5,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、20万8,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、29万8,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、40万4,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、52万9,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、62万2,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、11万6,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、19万1,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、38万2,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、45万6,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、53万2,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、9万2,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、15万4,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、24万8,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、32万4,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、39万円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、45万

7,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、25万6,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、40万7,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、58万円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、71万1,000円)」、「(新たに追加される建築物にあっては、83万8,000円)」及び「(新たに追加される建築物にあっては、95万6,000円)」を削り、同部9の項中「住宅(省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2))」を「住宅(省令第1条第1項第2号イ(2)(i)又は(3)及びロ(2)又は(3))」に、「住戸部分(省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2))」を「住戸部分(省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)又は(3)及びロ(2)又は(3))」に改め、同表備考第6号イ中「に住戸部分及び共用部分が含まれている」を「の共用部分を計算する評価方法による」に改め、同号ウ中「イに掲げる額」の次に「(備考第6号イに規定する場合にあっては、当該申請に係る10の部それぞれの項の申請戸数に応じたイに掲げる額及び」を加え、「、当該建築物」を「当該建築物」に改め、「ウに掲げる額」の次に「を合計した額)」を加え、同表備考第8号イ中「(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項に規定する申請建築物及び他の建築物。ウ及びエにおいて同じ。)」を削り、同号ウ中「に住戸部分及び共用部分が含まれている」を「の共用部分を計算する評価方法による」に改め、同号エ中「エ)に掲げる額」の次に「(備考第8号ウに規定する場合にあっては、当該申請に係る11の部4の項から9の項までの申請戸数に応じたイ(9の項に掲げる場合にあっては、ウ又はエ)に掲げる額及び」を加え、「、当該建築物」を「当該建築物」に改め、「オ)に掲げる額」の次に「を合計した額)」を加え、同表備考第9号を次のように改める。

9 11の部4の項及び5の項における建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、認定を行う計画に係る一の建築物ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、11の部4の項及び5の項中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、前号イからエまでの規定中「申請に係る建築物」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。
別表備考に次のように加える。

10 11の部6の項及び7の項における建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、変更の認定を行う計画に係る一の建築物(変更が行われない建築物を除く。)ごとに算出した額を合計した額とする。この場合にお

いて、11の部6の項及び7の項中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、第8号イからエまでの規定中「申請に係る建築物」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

- 11 前号の規定により一の建築物ごとに算出する場合であつて、当該一の建築物が変更の認定を行う計画に新たに追加される建築物であるときにおける11の部6の項及び7の項の規定の適用については、同部6の項額の欄に掲げる各区分に規定する額は、それぞれ同部4の項額の欄に掲げる当該区分と同一の区分に規定する額とし、同部7の項額の欄に掲げる各区分に規定する額は、それぞれ同部5の項額の欄に掲げる当該区分と同一の区分に規定する額とする。この場合において、前号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する申請建築物又は他の建築物」とあるのは、「変更の認定を行う計画に新たに追加される建築物」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第33号

大垣市基金条例の一部改正について

大垣市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市基金条例の一部を改正する条例

大垣市基金条例（昭和57年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表大垣市地域振興基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第34号

大垣市印鑑登録条例の一部改正について

大垣市印鑑登録条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市印鑑登録条例の一部を改正する条例

大垣市印鑑登録条例(昭和55年条例第3号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

第4条第3項中「記載」の次に「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))」を加える。

第6条第1項第3号中「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 35 号

大垣市出産祝金支給条例の一部改正について

大垣市出産祝金支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 3 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市出産祝金支給条例の一部を改正する条例

大垣市出産祝金支給条例（平成 17 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「10 万円」を「5 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 3 条の規定は、施行日以後に出生した子に係る出産祝金から適用し、施行日前に出生した子に係る出産祝金については、なお従前の例による。

議第36号

大垣市老人医療費助成金条例の一部改正について

大垣市老人医療費助成金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市老人医療費助成金条例の一部を改正する条例

大垣市老人医療費助成金条例（昭和46年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「70歳」を「71歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 昭和24年4月2日から昭和25年4月1日までの間に生まれた者で71歳に達する日の属する月の末日を経過しないものについては、この条例による改正前の第3条の規定は、当該経過しない期間に限り、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

3 改正後の第3条第1号及び前項の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議第37号

大垣市国民健康保険条例の一部改正について

大垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大垣市国民健康保険条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号中「100分の46」を「100分の48」に改め、同項第2号中「100分の7」を「100分の3」に改め、同項第3号中「100分の31」を「100分の33」に改める。

第17条の6中「61万円」を「63万円」に改める。

第17条の6の6第1項第1号中「100分の46」を「100分の48」に改め、同項第2号中「100分の7」を「100分の3」に改め、同項第3号中「100分の31」を「100分の33」に改める。

第17条の11第1項第1号中「100分の46」を「100分の48」に改め、同項第2号中「100分の7」を「100分の3」に改め、同項第3号中「100分の31」を「100分の33」に改める。

第17条の12中「16万円」を「17万円」に改める。

第21条第1項中「61万円」を「63万円」に改め、同項第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大垣市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第38号

大垣市営住宅条例等の一部改正について

大垣市営住宅条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市営住宅条例等の一部を改正する条例

(大垣市営住宅条例の一部改正)

第1条 大垣市営住宅条例(平成9年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第19条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第21条第1項中「費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は」を「費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改め、同条第3項中「第1項に掲げる」を「市営住宅及び共同施設の」に、「同項」を「第1項」に改める。

第22条第4号中「前条第1項に規定するもの」を「前条第1項において市が負担することとされているもの」に改める。

第42条第3項中「年5分の割合」を「民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率」に改める。

別表南頬団地の項を削り、同表禾森団地の項中「、1897番地38及び1919番地」を「及び1897番地38」に改める。

(大垣市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 大垣市特定公共賃貸住宅条例(平成17年条例第67号)の一部を次のように改正する。

第18条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「未納の家賃等、共益費及び賠償金」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金」に改め、同項を同条第4項とし、

同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「未納の家賃等、第22条第1項の共益費又は賠償金」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第21条第1項第1号を次のように改める。

(1) 前条本文において市長が修繕することとされているもの以外の特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第 39 号

大垣市特定非営利活動促進法施行条例の廃止について

大垣市特定非営利活動促進法施行条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 3 月 2 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市特定非営利活動促進法施行条例を廃止する条例

大垣市特定非営利活動促進法施行条例（平成 21 年条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第40号

大垣市福祉基金条例の廃止について

大垣市福祉基金条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市福祉基金条例を廃止する条例

大垣市福祉基金条例（平成4年条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第41号

財産の取得について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するものとする。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小 川 敏

1 財産の表示

種 目	土地
所 在	大垣市福田町490番ほか30筆
地 目	雑種地
地 積	16,365.11平方メートル

2 取得の目的 福田公園用地

3 取得価格 3億960万2,353円

4 取得の方法 随意契約

5 取得の相手方 大垣市丸の内2丁目29番地

大垣市土地開発公社

理事長 広瀬 幹雄

議第42号

財産の取得について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するものとする。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小 川 敏

1 財産の表示

種 目 土地

所 在 大垣市福田町476番1ほか11筆

地 目 雑種地及び田

地 積 7,283平方メートル

2 取得の目的 アーチェリー場用地

3 取得価格 1億4,579万6,561円

4 取得の方法 随意契約

5 取得の相手方 大垣市丸の内2丁目29番地

大垣市土地開発公社

理事長 広瀬 幹雄

議第43号

損害賠償の額の決定について

大垣市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第21号）第8条の規定に基づき、次のとおり大垣市民病院における医療事故に係る損害賠償の額を決定するものとする。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小川 敏

- 1 損害賠償の額 200万円
- 2 損害賠償の相手方 ●●●●●●●●●●
●● ●●

報第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小川 敏

専第12号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和元年12月6日 専決

大垣市長 小川 敏

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 7万444円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●● ●● |
| 3 事故の概要 | 令和元年10月10日午後5時頃、大垣市中川町4丁目104番3地先において、道路側溝蓋が相手方が運転する自動車に接触し、損害を与えた。 |

報第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小川 敏

専第1号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和2年2月14日 専決

大垣市長 小川 敏

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 8万7,450円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 養老郡養老町瑞穂字旭425番
ファミリーマートようろう瑞穂店
店長 中島 尚美 |
| 3 事故の概要 | 令和元年11月18日午前11時7分頃、養老郡養老町瑞穂字旭425番地において、本市クリーンセンター職員が運転する公用車が相手方が所有する看板に接触し、損害を与えた。 |

報第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和2年3月2日 提出

大垣市長 小川 敏

専第2号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和2年2月17日 専決

大垣市長 小川 敏

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 13万6,268円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●● ●● |
| 3 事故の概要 | 令和元年12月27日午前11時20分頃、大垣市東前町955番地1において、本市上石津地域事務所産業建設課職員が運転する公用車が相手方が所有する自動車に接触し、損害を与えた。 |